第10回中央執行委員会／2012.7.19

2012春季生活闘争　「中小共闘」のまとめ

１．はじめに

中小共闘は、賃金をはじめとした労働条件の二極化阻止と底上げをねらいとし、自ら中小の相場形成を目指して2004年から展開してきた。

2012春季生活闘争は、価格の低下、賃金の低下、消費の縮小の負の循環から脱却し、内需中心の経済への転換を目標として方針を掲げた。同時に、人財こそが競争力の源泉であり、人財投資の重要性を提起した。

中小共闘ではこれまでも、生活の基礎である月例賃金の改善・引き上げを方針の柱に据えてきたが、1997年と比較すると賃金水準は全体で７％低下し、中小ほどその落ち込みは大きい。また、この間、賃金や一時金などの規模間格差は一向に解消されていない。よって2012春季生活闘争においてもこれを踏襲することとした。規模間格差を放置することは、労働力人口の減少が現実のものとなっている今日において、労働力の確保を困難にし、企業の将来を危うくする恐れがある。

中小労働委員会(中小共闘センター)では、交渉・回答状況の情報交換をすすめ、予定された日程で集計結果を内外に公表してきた。賃金の引上げについては、ほぼ前年並みであるが、リーマンショック前の2008年賃金水準には及ばなかった。

２．取り組み方針について

第２回中小労働委員会(2011年11月11日)において以下の通り確認した。

（１）到達水準目標値の設定

組合員の賃金水準の低下を防ぎ改善をめざすには、引き上げ幅だけの取り組みでは不充分であり、到達すべき水準を参考指標として設定する。

①　連合・中小共闘として示す水準値

参考とする指標は、これまで地域ミニマム運動で集約された300人未満規模の個別賃金データの中位数とし、具体的には次のとおりとする。

25歳　190,000円
30歳　215,000円
35歳　240,000円
40歳　265,000円

②　地方における水準値

従来どおり各地方連合会が設定する。

（２）賃金引上げ要求目安

賃金の引き上げ目安を次のとおりとする。

①　賃金カーブ維持分を算定可能な組合(定昇制度が確立している組合を含む)は、その維持原資を労使で確認する。

②　賃金カーブ維持分が算定困難な組合は、賃金カーブの維持相当分として4,500円を要求する。

③　賃金水準の低下や格差などの状況に応じて、賃金改善分として１％を目安に要

求、交渉を展開する。

（３）具体的なすすめ方

１）連合・中小共闘センターの取り組み

①　集計日程ごとの集計結果をすみやかに開示する。

②　集計結果のマスコミ対応を通じて、相場波及・形成に取り組む。

③　妥結基準、妥結ミニマム基準を示す。

２）産別の取り組み

①　中小共闘方針に基づき単組の指導をはかる。

②　中小労組の賃金実態の把握と分析に重点を置き、単組の要求設定や交渉の支援を強化する。

③　単組ごとの賃上げデータについて、中央や地方連合会の集計に反映させるため、特に額と率など必要な項目を満たすよう努める。

④　産別の地方組織は、地方連合会が設置する地場共闘、中小共闘などの共闘に積極的に参加する。

３）地方連合会の取り組み

①　地方連合会における中小共闘センター等は、地域ミニマム運動や共闘の参加単組を拡大し、情報の集約・分析とその開示をすすめる。そのため、産別の地方組織等との連携を強化する。

②　地方連合会での要求目安と到達水準目標値の策定にあたっては、地域ミニマム運動で把握した賃金分析結果を活用し、実態に即した方針を示す。

③　未組織組合を含め有効な相場波及をはかるため、集計日程を示し、その結果を公表する。

４）　単組の取り組み

①　要求と交渉の根拠を明確にするため、組合員の賃金実態を調査・把握する。また、調査結果を産別の地方組織や地方連合会に報告（地域ミニマム運動への参加）する。

②　賃金制度が未整備な場合は、賃金制度の確立をめざす。

③　相乗効果を高めるために、社会的な相場観がある山場での解決を目指す。

３．取組みの経過

（１）中小労働委員会(中小共闘センター)の開催

第２回

日　時　　2011年11月11日（金）15:30～17:30

場　所　　連合８階　三役会議室

議　題　　①2012 春季生活闘争「中小共闘方針」について

②第 13 次海外労働視察団の派遣について

③公契約モデル条例（案）について

第３回

日　時　　2012年２月10日（金）16:00～17:30

場　所　　連合８階　三役会議室

議　題　　①2012春季生活闘争「中小共闘」の取り組みについて
②春季生活闘争「共闘推進集会」の開催について
③第13次海外労働視察団の派遣について
④中小企業における取引関係に関する調査について

第４回

日　時　　2012年３月21日（金）10:00～11:30
場　所　　連合８階　三役会議室
議　題　　①2012春季生活闘争「中小共闘」の取り組みについて
②第13次海外労働視察団の派遣について

第５回

日　時　　2012年４月３日（火）13:30～14:30
場　所　　連合８階　三役会議室
議　題　　①2011 春季生活闘争「中小共闘」について
②第13次海外労働視察団の派遣について
③中小企業における取引関係に関する調査について

第６回

日　時　　2012年５月16日（水）13:30～15:00
場　所　　連合８階　三役会議室
議　題　　①2011 春季生活闘争「中小共闘」について

（２）構成組織・地方連合会　中小担当者合同会議

日　時　　2011年11月21日（月）14:00～17:00
会　場　　総評会館　２階　「203会議室」
議　題　　①2012春季生活闘争　地場共闘の強化と連携について
②春季生活闘争推進会議について
③公契約条例に係る担当者会議の開催について
④その他
・中小労組元気派宣言の掲示・配布について
・地域ミニマム運動の集計について

日　時　　2012年６月12日（火）13:00～15:00
会　場　　連合会館　４階　「402会議室」
議　題　　①「2013地域ミニマム運動」の取り組み方針（案）
②その他
・中小企業白書について

（３）2012春季生活闘争 格差是正フォーラム

日　　時　　2011年11月22日（火）13:30～16:30
場　　所　　東京・ホテルラングウッド　２階「鳳凰」
テ ー マ　　元気な中小企業をめざして
参加人数　　約150名（産別、地方連合会、マスコミ等）
フォーラム内容
①主催者あいさつ　　（連合　南雲弘行事務局長）

②講演「中小企業政策の考え方と具体的展開について」
（宮川 正 中小企業庁 次長）
③講演「中小企業経営の現状と課題について
～東日本大震災から見えてきたこと～」
（松井 清充 中小企業家同友会全国協議会 事務局長）
④まとめ （安永 貴夫 連合 副事務局長）

（４）2012 春季生活闘争推進会議
日　時　2012年４月３日（火）15時00分～16時00分
会　場　総評会館　２階　大会議室
内　容　①連合本部あいさつ
②全体情勢報告
③各共闘、産別、地方連合会の取組み報告
中小共闘、パート・有期契約共闘、
フード連合、ゴム連合、連合富山、連合長野
④まとめ

（５）地方連合会の取組み
１）2012地域ミニマム運動
①個別賃金データの集約
すべての地方連合会が取り組んだ結果、2,271組合(2011年2,339組合)から310,413人(2010年264,983人)分の賃金データを集約した。このうち300人未満の組織は1,751組合(2011年1,932組合)であり、組合員数は119,664人(2010年128,912人)であった。比較可能な組合で5年前と比較すると、平均賃金は239,903円となり、△1.9%であった。
②地域ミニマム賃金はすべての地方連合会で設定され、具体的には個別賃金データに基づく分位数、連合リビングウェイジ、生活保護基準などが参考とされている。
２）中小共闘センター
すべての地方連合会で中小共闘センターまたは中小労働委員会が設置され、賃金の要求目安、到達水準などが設定された。
３）2012地方ブロック春季生活闘争推進会議
2012春季生活闘争における格差是正・底上げと地域共闘の強化について、本部・地方ブロック連絡会の共催で開催した。

開催ブロック	開催日	参加人数	本部参加人数
中　国	12月７日（水）　～　８日（木）	12	2
関　東	12月８日（木）　～　９日（金）	23	2
東　海	12月９日（金）　～　10日（土）	22	3
北　陸	12月12日（月）　～　13日（火）	16	2
東　北	12月14日（水）　～　14日（水）	26	3
近　畿	12月18日（日）　～　19日（月）	26	3
四　国	１月20日（金）　～　21日（土）	34	4
北海道（石狩）	１月27日（金）　～　28日（土）	68	2
北海道（渡島）	１月28日（土）　～　29日（日）	86	3
九州	２月１日（水）　～　２日（木）	57	2
北海道（上川）	２月４日（土）　～　５日（日）	114	3

４）地方連合会における取組みアンケート結果

①　要求提出時期は前年並みとするものが増加し、回答・妥結は前年より前倒しになったとするものが増加した。

②　「格差是正フォーラム」や研修会、その他の取組みが全般的に減少した。一方で、経営分析講座などの学習会は増加した。

③　本部の妥結基準ついては､直接的な効果を含めて意義を評価するものが多く、水準についても適切とするものが多い。

④　本部の妥結ミニマム基準については、妥結基準と比較すると地方連合会独自の基準を設定したとするものが多いが、意義を評価するものが多い。

⑤　地方共闘会議における情報交換が多くの地域でなされ､積極的な評価が多い。

⑥　要求や回答・妥結状況について、地方連合会が独自に集計している場合が圧倒的に多い。また、情報開示も積極的に行われている。

４．確認事項について

(1) ３月内の取組みについて

第４回中小労働委員会（中小共闘センター　2012年3月21日開催）において次の通り確認した。

①　未解決組合は、闘争方針と先行組合の結果を踏まえ、精力的に交渉を展開し、速やかな解決をはかる。

②　産別と地方連合会は連携して、要求未提出組合の闘争参加をはかるとともに、未解決組合に対する激励・指導を徹底し、一層、支援体制を強化する。

③　中小組合の多くが地方に所在することを踏まえ、地方における相場形成を目指して地場共闘を展開する。地方連合会は産別と連携してさらなる強化を図り、産別は地場共闘における情報開示に努める。

④　妥結基準を次のとおりとする。

ア　賃金カーブ維持分が算定可能な組合は、賃金カーブ維持分を確保し、500円以上の賃金改善分の獲得を目指す。

イ　賃金カーブ維持分が困難な組合は、賃金カーブ維持分である4,500円に加えて、500円以上の賃金改善分の獲得を目指す。

(2)　４月内の取組みについて

第５回中小労働委員会（中小共闘センター　2012年4月3日開催）において次の通り確認した。

①　未解決組合は、「妥結ミニマム基準」や集計結果を参考に、組合員の期待に応える回答の引き出しと賃金水準の維持・改善に結びつく解決をめざす。また、産別または地方連合会中小共闘センターの取組み方針に基づき、早期解決をはかる。

②　産別と地方連合会は、戦術指導を含め未解決組合の交渉支援を精力的に行う。その際、賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）が算定されていない組合には、賃金水準の低下を阻止する取り組みをすすめるため、可能なかぎり、賃金実態から１歳１年間差を算定し、その獲得のための対策を講じることとする。

③　産別と地方連合会は、地場共闘において情報交換を密にするとともに情報開示に努め、地場共闘を積極的に展開する。

④　妥結ミニマム基準を次のとおりとする。

ア　賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）を妥結ミニマム基準とする。賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）が著しく低い、または、賃金カーブ維持相当分の算定（定期昇給相当分）が困難な組合については、4,500円以上とする。

イ　加えて、賃金改善分の獲得をめざす。

（３）５月以降の取組みについて

第６回中小労働委員会（中小共闘センター　2012年5月16日開催）において次の通り確認した。

①　産別と地方連合会は連携して、要求未提出組合について、速やかに要求書提出に向けた指導を行う。

②　産別と地方連合会は連携して、未解決組合の交渉を促進し、要求の趣旨に沿った解決を目指す。

③　解決に当たっては、賃金カーブ維持相当分（定期昇給相当分）または１人平均 4,500 円以上を目指すこととし、少なくとも前年実績を確保する。同時に、総額だけで妥結するのではなく、配分を必ず労使確認する。

④　産別は地方連合会に対し解決状況の情報開示に努め、地方連合会は産別間の情報交換に努めるとともに、解決状況を内外に発信し相場形成をはかる。

５.集計結果(7/2 集約、7/4 発表)

（１）前年同時期比較

回答・妥結の加重平均は 3,710 円、1.52%(2011 年:3,780 円、1.53%)となり、前年を 70 円、0.01 ポイント下回った。金額が前年を下回った主因は、平均賃金が前年から 4,808 円低下したことにある。なお、2008 年の加重平均は 4,229 円、1.72%であった。

規模計との比較では△1,192 円、△0.20 ポイントとなり、前年の△1,144 円、△0.18 ポイントからするとその差は若干拡がった。

単純平均では 3,440 円、1.44%(2011 年: 3,485 円、1.43%)となり、前年と比較し

て△45 円、+0.01 ポイントであった。規模計との比較では△300 円、△0.06 ポイント(2011 年:△301 円、△0.07 ポイント)であった。

（２）同組合比較

回答・妥結の加重平均でみると 3,808 円、1.55%(2011 年:3,726 円、1.52%)となり、前年を 82 円、0.03 ポイント上回った。単純平均では 3,521 円、1.47%(2011 年:3,418 円、1.42%)となり、前年を 103 円、0.05 ポイント上回った。

（３）妥結組合の状況

加重平均は 3,704 円、1.52%となり前年との比較では△62 円、△0.01 ポイントであった。単純平均では 3,433 円、1.43%、前年との比較では△38 円、±0 ポイントであった。前年以上の金額を獲得した組合は 62.6%であり、交通運輸の 73.0%が最も高い。

妥結組合の中で 4500 円以上を獲得した割合はおおよそ 4 分の 1 の 26.1％であった。2009 年の 21.9%からすると増加しているものの、2008 年の 37.8%には遠く及ばない。

なお、回答と妥結を含めて金額の報告があった全組合で、4500 円以上を獲得した組合の割合は、24.0% (920 組合)であり、前年の 25.3% (932 組合)を下回った。

６.まとめ

（１）回答・妥結結果について

① 厳しい交渉環境が伝えられる中で集約組合数は増加し、交渉を断念した組合があった前年結果とほぼ同程度の数字を引き出すことができた。

ただし、2008 年と比較すると、労務構成を含めて平均賃金が低下していることから、金額の単純比較はできないものの、2008 年の 1.72%には及んでいない。

② 加重平均の金額が 4,500 円を下回ったことは、賃金カーブを維持することができなかったことであり、課題を残した。

中小共闘が発足して以来、賃金カーブ維持原資の獲得ができておらず、年代の高い層の賃金水準低下に歯止めがかかっていない。

賃金実態の把握と配分を含めた要求とすることで、説得力のある交渉につなげる必要がある。

③ 単純平均でみると 100～299 人と 100 人未満とでは 0.19 ポイントの差がある。平均賃金が 12,007 円低いことと相まって 596 円の差となっている。小規模組合の交渉力強化と交渉支援に注力することが求められている。。

④ 別な集計を基にすると、集約組合数は前年同時期より 139 組合増加し 3,826 組合であった。前年がその前の年と比較して 134 組合減少(2010 年 3,821 組合→2011 年 3,687 組合）したことからすると、東日本大震災前の状況に戻ったといえる。

（２）賃金制度の整備について

妥結組合の妥結金額の分布をみると 3500 円未満が 50%となり、3000 円未満 36.6%、2500 円未満 27.8%、2000 円未満 18.0%となっている。(1500 円未満 13.0%、1000 円未満 4.8%)この金額をもってして賃金制度の有無を判断することはできないが、低額であるほど整備が整ってない、賃金実態が把握できていないことが想定される。産別と地方連合会が連携して、こうした組合への指導を強化することが必要である。

（３）交渉の前倒しについて

2013 春季生活闘争において、中核グループの解決につながるよう、３月内解決の日程配置を検討する。

（４）地場・中小共闘、地域ミニマム運動について

全国展開している中小企業は極めて稀な存在であり、その多くはひとつの都道府県に所在している。労働条件についての相場は中央で形成・影響されることもあるが、地方に所在する中小の労使が重視するのは、それぞれの地方における水準や引き上げ幅の相場と考えられる。こうした観点から次の取組みの検討を進める。

① 地方における賃金水準、ミニマム賃金、カーブ維持原資の信頼性と安定性の向上のために、産別は地域ミニマム運動への参加組合の拡大をはかる。

② 産別と地方連合会は連携して、地域ミニマム運動への参加組合とともに賃金比較等の分析を行い、要求・交渉・妥結を通じて総原資とともに配分を追及していく。

③ 中小共闘センター、地場共闘、地方共闘連絡会など地方連合会における情報の集約・交換体制の整理と整備をおこなう。

④ 地方の取り組み状況を産別、地方連合会、連合本部とが共有し、地方における共闘を強化するために、地方の取り組みの集計・開示をおこなう。